

八幡浜市新商品開発等支援事業補助金交付要綱

〔令和 7 年 3 月 2 1 日〕
〔要 綱 第 3 2 号〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、八幡浜市内の地域資源及び観光資源を活用した商品の企画及び開発等を行う中小企業者等に対し、予算の範囲内において、八幡浜市新商品開発等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市税の滞納者（市税を完納し、又は徴収の猶予若しくは期限の延長がなされた者を除く。）を除く。

- (1) 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者及び同条第 5 項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は住所を有するもの
- (2) 市内に活動の場を有する団体等
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたもの

(補助対象事業)

第 3 条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が継続的な製造及び販売を目的として、市内の地域資源及び観光資源を活用した新商品の開発事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の制度による補助金、助成金その他の金銭の交付を受けている事業は、補助対象事業としない。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表に定めるものとする。

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、5 0 万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八幡浜市新商品開発等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項に規定する申請書を提出するに当たって、申請者において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、申請者に通知する。

（補助事業の変更）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ八幡浜市新商品開発等支援事業変更承認申請書（様式第2号）に必要書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の額の変更

(2) 補助対象経費の20パーセントを超える増減

(3) 事業内容の重要な変更

（補助事業の中止及び廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに八幡浜市新商品開発等支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに八幡浜市新商品開発等支援事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、市長に提出し

なければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、速やかに八幡浜市新商品開発等支援事業補助金精算払請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による精算払請求書を受理したときは、補助金を交付する。

（補助金の概算払）

第14条 市長は、前3条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとする補助事業者は、八幡浜市新商品開発等支援事業補助金概算払請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

3 前条の規定は、前項の規定による請求書が提出された場合について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「第14条第2項」と、「精算払請求書」とあるのは「概算払請求書」と読み替えるものとする。

4 前3項の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、収支清算後に残金が生じた場合は、当該残金をすべて市に返還しなければならない。

（財産の管理）

第15条 補助事業により取得し、又は効果が増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び重要な器具は、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、前項ただし書に規定する期間中において、処分を制限された

取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 3 市長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

（交付決定の取消し等）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金をその目的に使用しなかったとき。
- (2) この要綱の規定又は補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 事業完了の見込みがないと認められるとき。
- (4) 申請その他の手続において、虚偽、偽りその他不正な事項が判明したとき。

（関係書類の保管）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（八幡浜市新商品開発等コラボチャレンジ支援事業補助金交付要綱の廃止）

- 2 八幡浜市新商品開発等コラボチャレンジ支援事業補助金交付要綱（令和2年要綱第81号）は、廃止する。

（八幡浜市新商品開発等コラボチャレンジ支援事業補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置）

- 3 この要綱の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の八幡浜市新商品開発等コラボチャレンジ支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は同項の規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

原材料費	商品開発等に使用する原料、材料、副資材等の購入に要する経費（補助事業の実施上、最低限の数量のみに限る。）
試作開発費	①試作品等の設計（パッケージ、ラベル等のデザインを含む。）、製造、改良、加工、試験、分析等に要する経費 ②技術的指導等の外部専門家等に支払う謝金、旅費等の経費
機械装置、工具器具費	機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、借用又は修繕に要する経費（他の用途に容易に転用できるものの購入、借用等を除く。）
委託費	技術開発（市場調査を含む。）の委託に要する経費 ①技術開発、調査研究、試験、分析、プログラム作成等を外部に委託する場合に支払われる経費 ②市場調査、市場開拓等を外部に委託する場合に支払われる経費 ※原則として、契約書等を取り交わすことを条件とする。
市場調査費	市場開拓等に必要な調査、集計等に要する経費
広報宣伝、販売資材費	①パンフレット等の作成、WEBサイトの改修等に要する経費 ②販促資材作成、試供品の作成に要する経費
その他経費	その他、補助事業の実施上、市長が必要と認める経費

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住所

申請者名

代表者職氏名

電話番号

八幡浜市新商品開発等支援事業補助金交付申請書

八幡浜市新商品開発等支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 事業内容 （別紙補助事業計画書のとおり）

3 補助金交付申請額 _____ 円

4 添付書類

- (1) 補助事業計画書（別紙）
- (2) 積算根拠資料
- (3) 団体の場合は、団体の定款、規約その他これに準ずる書類
- (4) 市税等納付確認同意書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(別紙)

事業名			
事業内容	※実施する補助事業の内容について、できるだけ具体的に記載すること。		
補助金申請額	金 円（下記予算額の合計の2分の1）		
補助対象経費	項目	予算額（円）	備考
	原材料費	円	
	試作開発費	円	
	機械装置・器具購入費	円	
	委託費	円	
	市場調査費	円	
	広告宣伝・販売資材費	円	
	その他経費	円	
備考			

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を含めないこと。

様式第 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住所

申請者名

代表者職氏名

電話番号

八幡浜市新商品開発等支援事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業の内容を下記のとおり変更したいので、八幡浜市新商品開発等支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により承認を申請します。

記

1 事業名

2 変更の理由

3 変更の内容

4 経費変更の内訳

（単位：円）

経費区分	補助対象経費		補助金申請額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	
合計					

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住所

申請者名

代表者職氏名

電話番号

八幡浜市新商品開発等支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業を
下記のとおり中止（廃止）したいので、八幡浜市新商品開発等支援事業補助金交付要綱第9条の規定により承認を申請します。

記

1 事業名

2 中止（廃止）の理由

3 中止の期間（廃止の時期）

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住所

申請者名

代表者職氏名

電話番号

八幡浜市新商品開発等支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記事業
を 年 月 日付けで完了しましたので、八幡浜市新商品開発等支援
事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 補助事業に要した経費及び補助金額

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 補助事業に要した全経費 | 円 |
| (2) 補助対象経費 | 円 |
| (3) 補助金額 | 円 |

3 補助金概算払受領年月日及び金額 金 円
(年 月 日)

4 補助事業の結果及び収支決算

(別紙補助事業結果報告書のとおり)

(別紙) 補助事業結果報告書

事業名			
事業内容及び成果	※実施した補助事業の内容及び成果について、できるだけ具体的に記載すること。		
補助金申請額	金 円		
事業経費	項目	決算額 (円)	備考
	原材料費	円	
	試作開発費	円	
	機械装置・器具購入費	円	
	委託費	円	
	市場調査費	円	
	広告宣伝・販売資材費	円	
	その他経費	円	
備考			

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額は含まない。
 ※領収書等の証拠書類や事業の実施状況が分かる写真を添付すること。

様式第 5 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住所

申請者名

代表者職氏名

電話番号

八幡浜市新商品開発等支援事業補助金精算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記補助金について、八幡浜市新商品開発等支援事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

（内訳）

交付決定額 金 円

受領済額 金 円

今回請求額 金 円

（振込先）

金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第 6 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

八幡浜市長 様

住所

申請者名

代表者職氏名

電話番号

八幡浜市新商品開発等支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記補助金について、八幡浜市新商品開発等支援事業補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

（内訳）

交付決定額 金 円

受領済額 金 円

今回請求額 金 円

残 額 金 円

（振込先）

金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	